

2025年2月3日

タクシー・プリペイドカード払い戻しのお知らせ

京都第一交通株式会社・宇治第一交通株式会社・第一交通株式会社タクシー・プリペイドカードは2025年2月2日をもって取り扱いを終了いたしました。長らくご利用を頂きましたことに深く感謝申し上げます。つきましては、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、払戻しをさせていただきますので、未使用残高のあるプリペイドカードをお持ちのお客様は期間内に払戻しのお申し出をいただきますようお願い申し上げます。

(※) 八光第一交通株式会社については資金決済法上の前払式支払手段発行者ではございませんが、他3社と同じ方法により払い戻しを実施します。

払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

タクシー・プリペイドカード 10,500円/5,250円/1,000円（磁気カード）

【カードデザイン例】

10,500円（表）



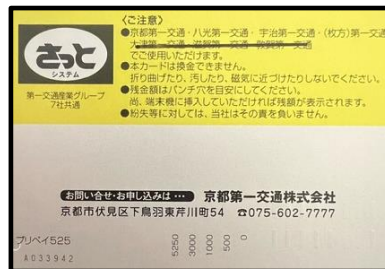
5,250円（表）



1,000円（表）



共通（裏）



※払戻しが出来ないカード券 ①大津第一交通・滋賀第一交通・敦賀第一交通発行のカード ②残高がゼロのカード ③磁気不良・破損等により残高を確認することができないもの④偽造・変造されているもの ④盗難のもの

払い戻しの申し出期間

2025年2月3日（月） ～ 2025年6月30日（月）

※当該期間内に申し出のなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。

申し出の方法

1. 「プリペイドカード返金申込書（以下返金申込書）」の注意事項を確認の上、必要事項を記入し、所定の箇所にプリペイドカードを貼付けてください。

返金申込書は第一交通タクシー車内もしくは最寄りの第一交通タクシー営業所でご入手いただくか、下の「返金申込書（PDF もしくは Excel）」「封筒（PDF）」を印刷してください。

[申込書・封筒へ移動](#)

2. 提出方法

上記問い合わせ先までご郵送ください。

- ・ 書留郵便にてお願い致します。郵送料はお客様にご負担いただきます。

3. 払い戻し

返金申込書とカード残高を確認の上、ご指定の金融機関口座にお振込みいたします。

ご注意

1. 払戻は「口座振込」とさせていただきます。タクシー車内、タクシー営業所等での現金換金は致しかねます。
2. 審査の結果、偽造変造カードなど申し出に不正が認められた場合を除き、確認したカード残高を払い戻します。
3. 振込手数料は弊社で負担いたします。
4. 振込にはカードをお預かりしてから1ヶ月程度の期間を要します。申し込みが集中した場合はそれ以上の期間を要する場合があります。
5. カード残高及び振込日の通知はいたしかねます。
6. 破損、磁気不良などカード残高を読み取ることが出来ない場合は、払戻しいたしかねます。
7. 送付頂いたカードは返却いたしかねます。
8. 提出は書留郵便にて送付願います。郵送料についてはお客様でご負担願います。
9. 郵送事故に関して弊社は責任を負いかねます。
10. お客様で当申込書の控えをとり、大切に保管願います。
11. ご記入内容に不備がある場合、振り込みが遅れたり、払い戻しが出来なくなる可能性がございます。
12. お預かりした個人情報はいしに付随する業務の目的以外には利用致しません。

払戻しに関するお問い合わせ先

京都第一交通株式会社 第一交通プリペイドカード返金事務局

〒612-8395 京都市伏見区下鳥羽東芹川町 54

電話番号 075-612-7372（平日9:00~17:00）